

第36 道路の上空に設ける通路の取扱い

道路の上空に設ける通路の取扱いは、道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（平成30年7月11日付け消防予第423号）に基づき、次のとおり扱う。

1 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は1階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。
- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

2 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路は、同一建築物について1個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。

- ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
- イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

3 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - ア 通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。
 - イ 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第112条第14項第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
 - ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適切な措置を講ずること。
 - エ 通路には、建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適切な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建築基準法施行令第112条第14項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。
- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととすること。
- (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適切な構造とすること。
- (5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (6) 通路には、適切な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。
- (7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

4 その他

- (1) 上記1から3までについては、道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。
- (2) 必要があると認める場合は、従前の運用と変わらず、通路とこれを設けた建築物とを一の防火対象物として消防法第8条の規定を適用すること。